総社市告示第６７号

総社市スポーツ大会激励金支給要綱を次のとおり定める。

令和元年５月２３日

総社市長　片 岡　聡 一

総社市スポーツ大会激励金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，本市のスポーツの推進及び活動に対する意識高揚を図るため，スポーツ大会に出場する者に対し，総社市スポーツ大会激励金（以下「激励金」という。）を支給することに関し，必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「スポーツ大会」とは，全国規模以上の大会で，公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会の加盟競技団体が主催する大会若しくはそれらの団体から推薦を受けて出場するオリンピック，パラリンピック及び国際大会をいう。

（対象者）

第３条　激励金の支給対象者は，岡山県大会又は中国大会等の予選会若しくは選考会を経て，又は大会要項等に規定されている標準記録等に到達してスポーツ大会の出場が決定した者であって，当該スポーツ大会に出場する日において本市に住所を有するもの及び市内の高等学校に在学するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者は支給対象としない。

(１) 総社市立中学校各種大会派遣経費助成要綱（平成１７年総社市教育委員会告示第２号）第２条に規定する助成の対象者

(２) 全国大会の出場が決定した者のうち，市内の小学校，中学校及び高等学校の児童生徒以外のもの

（激励金の額）

第４条　激励金の額は，別表に掲げるスポーツ大会の種別に応じた激励金の額に，当該スポーツ大会の出場する種目における対象者数を乗じて得た額とする。ただし，出場する種目における対象者数が１１人を超える場合は，１０を乗じて得た額とする。

２　激励金の支給は，対象者１人につき，同一のスポーツ大会において１回限りとする。

（支給の申請）

第５条　激励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，出場する種目ごとに，スポーツ大会に出場する日と同一の年度の末日までに，総社市スポーツ大会激励金支給申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（支給の決定）

第６条　市長は，前条の申請書の提出があったときは，速やかにその内容を審査し，総社市スポーツ大会激励金支給（不支給）決定通知書（様式第２号）により，申請者に通知するものとする。

　（激励金の請求）

第７条　前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「激励金支給者」という。）は，速やかに総社市スポーツ大会激励金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

　（支給の取消し）

第８条　市長は，激励金支給者が次の各号のいずれかに該当するときは，支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１) 偽りその他不正な手段により激励金の支給を受けたとき。

(２) その他市長が不適当と認めるとき。

　（激励金の返還）

第９条　市長は，前条の規定により激励金の支給の決定を取り消したときは，当該取消しに係る全部又は一部について既に激励金が支給されているときは，激励金支給者に対し，期限を定めて速やかにその返還を命ずるものとする。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| スポーツ大会の種別 | 激励金の額 |
| オリンピック | その都度，市長が決定する。 |
| パラリンピック |
| 国民体育大会 | 　１０，０００円 |
| 国際大会（国内） | 個人　　３０，０００円 |
| 国際大会（国外） | 個人　　５０，０００円 |
| 全国大会 | 個人　　１５，０００円 |